

2024年4月1日

株式会社日立製作所を吸収分割会社とし  
株式会社日立ハイテクを吸収分割承継会社とする  
吸収分割に関する書類

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  
株式会社日立製作所  
執行役社長 小島 啓二



東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
株式会社日立ハイテク  
代表取締役取締役社長 飯泉 孝



株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）と株式会社日立ハイテク（以下「日立ハイテク」といいます。）は、2024年1月26日付で締結した吸収分割契約に基づき、2024年4月1日付で、日立製作所のヘルスケア事業本部の事業（欧州核融合プロジェクト事業及び研究用大型加速器事業を除きます。）に関して日立製作所が有する権利義務を日立ハイテクに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 日立製作所における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当することから、日立製作所の株主は吸収分割をやめることを請求する権利を有しませんでした。

3. 日立製作所における会社法第785条、第787条及び第789条の規定に従った手続の経過

本件分割は、会社法第785条第1項第2号の規定に該当することから、日立製

作所において株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

日立製作所は、会社法第 787 条の規定に従い、2024 年 3 月 7 日付で同条第 1 項第 2 号ロの新株予約権の新株予約権者に対し電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に基づく新株予約権者からの買取請求はありませんでした。

日立製作所は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 7 日付の官報及び電子公告により、同条第 1 項第 2 号の債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

#### 4. 日立ハイテクにおける会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、日立ハイテクに対して請求を行った株主はいませんでした。

#### 5. 日立ハイテクにおける会社法第 797 条及び第 799 条の規定に従った手続の経過

日立ハイテクは、会社法第 797 条の規定に従い、2024 年 3 月 8 日付で株主に対し通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株主からの買取請求はありませんでした。

日立ハイテクは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 7 日付の官報及び電子公告により、同条第 1 項第 2 号の債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

#### 6. 吸収分割により日立ハイテクが日立製作所から承継した重要な権利義務に関する事項

日立ハイテクは、2024 年 4 月 1 日付で、日立製作所から、吸収分割契約に定められた資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。

#### 7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 1 日

#### 8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上